

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和元年9月17日（火）
午前10時00分～午後2時08分
場 所： 第2委員会室

出席委員 (6人)	委員長	岩 永 ひさか	副委員長	齋 藤 せいや
	委員	岸 田 めぐみ	委員	橋 本 由美子
	委員	池 田 けい子	委員	藤 原 マサノリ

出席説明員	行政管理課長	小 柳 一 成	資産活用担当課長	松 田 隆 行
	経済観光課長	宮 崎 武		
	くらしと文化部長	松 尾 銘 造	コミュニティ・生活課長	麻 生 孝 之
	平和・人権課長 (兼) TAMA 女性センター長	山 本 保 代		
	都市整備部長	佐 藤 稔	都市計画課長	飯 島 武 彦
	街づくり担当課長	佐 藤 彰 宏	ニュータウン再生担当課長	星 野 正 春
	道路交通課長	内 田 直 人	交通対策担当課長	渡 邊 淳 二
	環境部長	吉 井 和 弘	環境政策課長	佐 藤 彰 洋
	資源循環推進担当課長	岩 田 具 嗣	公園緑地課長	長谷川 哲 哉
	下水道事業管理者	森 田 佳 宏	下水道課長	檜 島 幹 夫

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第93号議案 市道路線の廃止について	原案可決すべきもの
2	行政視察について	決定
3	特定事件継続調査の申し出について	決定

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	連光寺複合施設の大規模改修について	コミュニティ・生活課 児童青少年課
2	鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修について	コミュニティ・生活課 児童青少年課
3	再犯防止推進に向けた日野・多摩・稲城3市共同による取組みについて	平和・人権課
4	地籍調査事業における実施計画の変更について	道路交通課
5	多摩市道の道路法に基づく一括廃止・一括認定について	道路交通課
6	指定管理駐輪場の料金改定について	道路交通課 (交通対策担当)
7	聖蹟桜ヶ丘北地区 土地区画整理事業及び大規模開発事業の進捗について	都市計画課
8	多摩ニュータウン再生の進捗状況について	都市計画課
9	都営住宅建替えの進捗状況について	都市計画課
10	市と学校法人日本医科大学との確認書の見直しについて	行政管理課
11	特定生産緑地の指定の進捗状況について	都市計画課
12	南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）の都市計画素案及び特例環境配慮書の説明会・オープンハウス（報告）	都市計画課 環境政策課
13	森林環境譲与税の使途と今後の対応	環境政策課 財政課
14	多摩中央公園の改修及び改修後の運営手法の検討について	行政管理課
15	多摩中央公園プレイスメイキング社会実験の実施について	公園緑地課
16	多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園における指定管理者の選定状況について	公園緑地課
17	送電線鉄塔建替工事における工期の延伸及び工事の一時休止について	公園緑地課
18	平成30年度多摩市のごみ・資源量	ごみ対策課

19	多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について（事前説明）	下水道課
20	下水道事業における包括的民間委託の導入に関するスケジュール変更について（報告）	下水道課
21	東寺方雨水排水ポンプ施設整備工事に伴う家屋補償の完了について	下水道課

午前10時00分 開会

岩永委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

今日は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めていく。

それでは、まず日程第1、第93号議案 市道路線の廃止についてに関して現地視察をし、それから審査に入りたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。
この際暫時休憩する。

午前10時02分 休憩

午前10時56分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第1、第93号議案 市道路線の廃止についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 ただいま議題となっている第93号議案について提案の理由を申し上げます。

本案、整理番号1番及び整理番号2番は、財産処分を前提とした用途廃止に先立ち、市道路線を廃止するものである。廃止路線の概算数量は、整理番号1番が幅員1.7メートルから1.8メートル、延長27メートル、整理番号2番が幅員1.7メートルから1.8メートル、延長28メートルとなっている。これらの市道路線の廃止により、市道の路線総数は1,117路線、総延長は254キロメートルとなる。

よろしくご審査の上ご承認を賜うようお願い申し上げます。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第93号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。
これより第93号議案 市道路線の廃止についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。
日程第2、行政視察についてを議題とする。
本件について本委員会の所管事務事項に資するため、委員会として先進地の視察を行いたいと思う。よって、委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 ご異議なしと認める。それでは、別紙の委員派遣承認要求書(案)のとおり委員の派遣については、日程は10月16日から10月17日までの2日間、場所は両日とも徳島県勝浦郡上勝町である。内容は、彩事業、有償ボランティアタクシー事業及びゼロ・ウェイスト政策について。経費は約60万円である。以上の内容で申し出することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出することに決定した。
日程第3、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。
本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。
この際暫時休憩する。

午前10時59分 休憩

(協議会)

岩永委員長 ここで協議会に切りかえる。
では、1番の連光寺複合施設の大規模改修について、2番の鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修について、それから3番の再犯防止推進に向けた日野・多摩・稲城3市共同による取組みについて、市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 それでは、案件3つまとめてご報告をさせていただきます。まず1番の連光寺複合施設の大規模改修についてであるが、この件についてはこれまで本協議会においても進捗状況の報告をさせていただき、この9月議会で基本・実施設計の補正予算をお認めいただいた。補正予算の審査の中でも幾つかご質問等出ているが、改めて今回これまでの進捗状況と今後の予定について、麻生コミュニティ・生活課長から説明をさせていただきます。

2番目の案件であるが、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修についてである。本件についてもこれまで本協議会において進捗状況の報告をさせていただいているが、これまで運営協議会を中心に利用者及び地域住民の皆さんの声を聞き取って改修の方向についてまとめてきたが、8月18日に市民の皆さんに対して市民説明会を開催した。ついては、その市民説明会の状況と今後の予定について、やはり麻生コミュニティ・生活課長から報告をさせていただきます。

続いて3番目の再犯防止推進に向けた日野・多摩・稲城3市共同による取組みについてであるが、再犯防止に関しては平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行されて、その第8条において、市町村は国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務としての規定がされている。再犯防止の取組みについては、日野・多摩・稲城地区保護司会が中心となっており、今後この再犯防止の推進及び計画の策定等に当たっては、この3市が足並みをそろえながら連携を図り取り組んでいく必要があると認識している。本日は、再犯防止の概要と日野・多摩・稲城3市共同による取組みの状況について、山本平和・人権課長から報告をさせていただきます。

では、1番、2番の案件について麻生コミュニティ・生活課長から説明をさせていただきたいと思う。

麻生コミュニティ・生活課長 まず連光寺複合施設の大規模改修についてである。今回については、本年6月議会で報告した以降の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

まずこれまでの経過である。本年1月から地域の中で地域住民の皆さんと懇談会形式で5回ほど話し合いを行ってきた。本年6月議会で報告した

以降の進捗状況については、本年6月30日に第6回目の連光寺コミュニティ会館整備懇談会を開催させていただいた。参加者は約20名である。懇談会の中では、連光寺老人福祉館を廃止してコミュニティ会館を整備すること、それから工事を全館閉館して行うこと、こういったことについて地域の皆さんと確認を行った。また、これまでの懇談会での意見を踏まえて、建物は増築や建て替え等ではなく改修で進めていく、そういった方向性で合意を得たところである。施設の内容や機能、管理運営等については、また今後設計を進める中で継続して話し合いを進めさせていただきたいということをお願いしている。これを踏まえて先ほど9月議会の中で基本設計、実施設計の業務委託料を計上させていただき、お認めいただいた。

3番目である。連光寺児童館関連である。改修中の連光寺児童館については、代替施設での運営を検討しており、代替場所について現在地元との調整を行っている途中である。

4番、今後の予定である。令和元年10月、基本設計・実施設計の業務委託契約を締結したいと考えている。本年10月から令和2年の11月までが基本設計・実施設計。令和元年の11月以降にまた連光寺コミュニティ会館整備懇談会を開催させていただこうと思っている。令和3年3月から令和4年1月までが改修工事の期間になる。その後開館準備の期間を経て、令和4年4月からリニューアルオープンということで今現在進めているところである。連光寺複合施設については以上である。

続いて鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修についてご説明させていただく。こちらについても、本年6月議会で報告した以降の進捗状況についてご報告をさせていただく。

これまでの経過は飛ばさせていただいて、2番目の進捗状況、本年8月18日、トムハウス改修工事市民説明会を運営協議会と合同で開催させていただいた。参加者については、こちらにあるとおり利用団体（46団体）61名、自治会・管理組合（8団体）9名、近隣住民の方4名、運営協議会17名、合計91名の方にご参加いただいた。

説明会では、1階児童館の集会室及び倉庫を将来の機能変更にも対応可能なスペースに改修することや、児童館エリアの遊戯室のフローリング化、

授乳室の設置、出入りロドアの改善、中庭の改善、コミュニティセンターエリアの談話室及び和室を改修し、誰もが利用できるフリースペースや学習コーナーを設置すること、こういったご説明をし、特段の反対意見もなく理解を得られたところである。については、今後基本設計・実施設計に着手させていただきたいと考えている。

また、今後も基本設計の中で工事費や運営方法等を確認し、改修内容についても精査していく予定である。また、改修内容の調整は、運営協議会と継続して行うこととさせていただきたいと思っている。

その他である。(1) 閉館中の運営協議会について。休館中を含む令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間を指定管理者とすることになっている。休館中の運営協議会の活動拠点や活動内容については、引き続き調整を行おうと考えている。また、閉館中の児童館についてであるが、児童館については、西落合小学校内で実施する予定である。

めくっていただいて裏面である。今後の予定である。令和元年11月に基本設計・実施設計の業務委託契約を締結し、令和元年11月から令和2年10月まで基本設計・実施設計を行わせていただく。令和2年12月に工事費の補正予算を計上させていただき、令和3年3月には工事契約の議決をさせていただきたいと思っている。令和3年4月から令和4年3月上旬までが改修工事の期間である。その後開館の準備期間を経て、令和4年4月にリニューアルオープンする予定である。

松尾くらしと文化部長 続いて山本平和・人権課長から再犯防止の関係のご説明をさせていただきますと思う。

山本平和・人権課長 それでは、再犯防止推進に向けた日野・多摩・稲城3市共同による取り組みの現在の状況のご報告をさせていただきたいと思う。

まず経緯であるが、これは平成28年12月の再犯の防止等の推進に関する法律の施行以来、市では国や都の動向を注視し情報収集に努めてきた。ここで東京都、また千代田区で再犯防止推進計画が策定されて、地方再犯防止推進計画の先進事例が出てきている状況である。こちらの法律ができた背景としては、国の刑法犯の認知件数が平成14年をピークに犯罪抑止の取り組みを行った結果、その認知件数は減り続けて平成28年には戦後

最小となっている。一方、刑法犯により検挙された再犯者は平成18年をピークとして、その後は減少の状態ではあるが、検挙人員に占める再犯者比率はふえ続け、平成28年度では48.7%となっている。全検挙者のうちの3割に当たる再犯者によって6割の犯罪が行われている状況があり、安全・安心な社会を実現するためには再犯防止対策が必要不可欠であるといった経緯があり、こういった国の法律ができた背景がある。

添付資料に、再犯の防止等の推進に関する法律と、閣議決定された再犯防止推進計画、それとことしの7月に東京都再犯防止推進計画が策定されて、そちらの概要を資料として添付させていただいている。

資料2をごらんになっていただきたい。国の再犯防止推進計画の7つの重点分野というところであるが、再犯の防止を推進していくためにはこういった視点からのアプローチが必要であろうということで、まず1つに就労・住居の確保、2つ目に保健医療・福祉サービスの利用の促進、3つ目、学校等と連携した修学支援、4つ目に特性に応じた効果的な指導、5番目に民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進、6つ目に地方公共団体との連携強化、7つ目に関係機関の人的・物的体制の整備となっている。

そして、こちら裏面の資料3が、東京都の再犯防止推進計画の概要になっているが、東京都の主な取り組みについても、国の計画に準じた形のものになっているかと思う。

またレジュメのほうに戻る。2番として3市の今後の取り組みであるが、3市ではことしの2月に保護司会の区域をともにする日野市と多摩市と稲城市とが連携を図って、その保護司会の事務局を担当している職員による勉強会を実施した。今後は、都の計画策定を受けて、市においても策定の準備にかかっていく必要があるかと考える。そこで今後は勉強会をさらにバージョンアップした形で3市職員による検討会を立ち上げて、保護司会をはじめとする関係団体との意見交換等も行いながら、計画の基本理念について3市で共同して研究を進めていく方向で考えている。

なお、多摩市については、再犯防止推進計画策定の担当部署がまだ明確に決定されていない。現在全庁で調整中である。決定するまでは、現在保護司会の事務局を担当しているのが平和・人権課であるので、平和・人権

課と企画課、防災安全課、福祉総務課、生活福祉課等の関係する部署にも検討会に随時入っていただいて研究を進めていきたいと考えている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。では、協議会の案件1番から質疑を受け付けたいと思うが、まず1番目、連光寺複合施設の大規模改修について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 では、2番目、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修について、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 では、3番目の再犯防止推進に向けた日野・多摩・稲城3市共同による取組みについて、質疑はあるか。

池田委員 1点だけ。社会を明るくする運動というのがあったと思うが、最近縮小ぎみの感じがするが、そこの連携はどのようになっているのか。

山本平和・人権課長 社会を明るくする運動も、まさしく多摩市の保護司会多摩分区の方が主体となってやっっている。今後は計画の策定または再犯の防止を推進していく上でも、社会を明るくする運動は啓発の運動であるので、そういったものと連携したり、または保護司たちの活動と連携したり、保護司の活動をより活動しやすくするための支援の体制などをどうしていくかといった観点も含めて、策定に向けて検討していきたいと考えている。

池田委員 これからだと思うが、まだ担当部署も決まっていないというところで、今お聞きしていて、私が一般質問でやった居住支援要配慮者という考え方、再犯が多いという中では、住居もなかなか大変だということの中で、そういう福祉的な協働というところがとても大事になってくるのかと思うので、そういうところも頭に入れながらぜひ、今後担当部署も決定する中では、やっていただきたいと思う。

橋本委員 3市のことはわかったが、もう少しリアルな、多摩市ではどの程度の犯罪、先ほど平均的には48.7%ということだったが、数的なものをつかんでいるものがあつたら教えていただきたいのと、それから、性犯罪などはそうであるが、かなりメンタルなところを含めて実際に対応していかないと、どうしても自分の力ではとどめられずに再犯に動くことは前から言わ

れているが、そういう実際の講習は、この辺で行われているのかどうか。

山本平和・人権課長 多摩市の数字ということでは、現在私どもも具体的な数字は把握していない。また、性犯罪の再犯に向けてということでは、市だけでの取り組みとしてはなかなか難しいかもしれないが、この計画策定の中でも、教育の部分、特性に応じた本格的な指導が限られているように、そういった面からの検討も必要になるかと思う。現在具体的に市でそういったことをしているというところでは、まだまだ不十分であると思う。

橋本委員 もちろん単位で市だけでというのではなく、まさしく保護司の方とタイアップしたりということだと思うが、私たちと保護司の方との接点は、青少年問題協議会に所属していると大体そこに保護司の方がいて、ビデオを見たり、DVDを見て、このように再犯に走ることもあるのだという理解、そういう接点があるが、一般的にこの再犯問題は市民生活に、いざ事件が起きると非常にクローズアップされるが、なじんでいないので、先ほどどこの部になるか、課になるかもというところでは、ただ、全庁としてどの辺を大切にするかによってその部も決まってくると思う。池田委員の言われるように福祉的なところになると、健康福祉部に接点がないとなかなか困ると思うが、その辺のところは全く考えられていないのか、一定の方向性があるのかお答え願う。

松尾くらしと文化部長 まだ具体的なところでは検討が進んでいない。ただ、今、委員からもお話があったが、基本はやはり市内の安心・安全、まず犯罪がない社会をどうつくっていくかというところがまず基本にあると思っている。その中でやはり罪を犯した方が来られて、罪を償って地域に戻ってきて、そこをどう支えていくかという部分、そのところは池田委員からもお話があったが、やはり福祉的な部分での支援が中心になってこようかと思っている。そのところで今後市町村レベルで何ができるのかを具体的にもう少し検討を進めながら、担当する所管とも決めていければと思っているところである。

橋本委員 最後になるが、やはり犯罪とはまた違った意味で、今精神障がい者の方たちを地域に戻そうという方向性は決まったが、実際リアルな暮らしの中では市民の心のほうが不安感が募る。この犯罪者の問題もそうである。だ

から、本当にそういう意味では、市全体のスマートウェルネスシティにつながる問題としてやっていかないと、私も存じ上げている方がいるのだが、社会になじむのは本当に難しく、皆うちには近寄るなという風習になっているので、もしこれが本当に3市できちんとやるのであれば、その辺の皆の心のガードも理解しながら進んでいかないと一丸となった取り組みにならないと思うので、ぜひその辺のところを進めていただきたいということだけ申し上げておく。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、1番から3番までについてはこれで終わる。

では、都市整備部に関する協議案件に行きたいが、まず4番の地籍調査事業における実施計画の変更について、それから5番の多摩市道の道路法に基づく一括廃止・一括認定についてお願いしたいと思う。

佐藤都市整備部長 地籍調査事業における実施計画の変更についてである。市では平成6年度から国のモデル事業としてニュータウン地域、新住エリア、新住地区や区画整理地、ゴルフ場といった大規模開発の場所を除いたいわゆる既存地域を対象に事業を進めてきている。平成6年度からということで、全体計画としては令和4年度までに事業を完了できないだろうかという見通しで進めてきていた。ここでこれまでの調査結果等から時間軸の修正をかけさせていただこうという内容のものである。中身については内田道路交通課長からご説明をさせていただく。

内田道路交通課長 本日は配付資料のA4判の説明書き、それと資料1の地籍調査事業実施計画区域図、資料2の地籍調査実施概要及び変更案をごらんいただきながらお聞き取り願う。

まず資料1の区域図をごらん願う。地籍調査事業については、国や都から補助金を受けながら、資料1の区域図にある23地区のうち茶色で塗られている19地区で調査を終えている。現在緑色の⑳㉑㉒、それと白抜きの㉓、この4地区を残すのみとなり、これまで令和4年度の完了を目指していた。1つの地区で3年間をかけて調査を実施しているが、これまで登記所にある地積測量図などの筆界を示す資料が十分であったことなどから、

筆数の割合でおおむね90%以上の同意を得て事業を終えていた。しかしながら、平成30年度東部団地での調査結果では、地積測量図などの既存資料が少ないことや公図と現地が一致しない公図混乱、また現時点で所有者がわからない、こういった土地などの確認がされている。また今後着手予定の㉓においても、同様の課題が想定されている。東部団地では今年度予定していた土地所有者による筆界の立ち会いを進めてしまうと筆界が定まらない筆界未定が多数が生じる可能性が高く、事業効果の低下が懸念される。また地籍調査後、筆界未定として登記所で登記された場合には土地売買などに影響を与えることも考えられる。さらに、現在国では地籍調査事業の円滑化及び迅速化、課題解消のための制度改正について検討が進められていると聞いている。こういった状況を踏まえて、地籍調査事業を慎重かつ丁寧に進めていくために、今回計画を変更する。

まず全体計画を2年間延伸して、令和6年度を予定している地籍調査事業の期間に変更する。

次に、資料2の表をごらん願う。左が現在の実施計画、右が変更後の実施計画となる。個別では㉑の東部団地と聖ヶ丘5丁目南地区、この地区を3分割して㉑の1としている聖ヶ丘5丁目南地区については従来の計画どおり今年度2年目調査、来年度3年目調査を行って完了させる。東部団地については、㉑の2と3に地区を分割して、令和3年度に2年目調査を再開して、令和5年度の完了を目指す。また、㉒の連光寺1丁目西側・熊野橋南については従来の計画どおり今年度の住民説明会から始めまして、令和3年度に調査を完了する。最後の地区の㉓の連光寺1丁目東側については、調査の着手を令和2年度から令和4年度に延伸する。

最後にA4判のペーパーにお戻り願う。東部団地については令和3年度の事業再開を目指し、それまでに地権者の方々から調査を進める上で必要となる資料の提供、例えばご自分でお持ちの地積測量図がないか、さらには現地に境界を示すくいがある場合などの情報提供をお願いし、収集状況などを踏まえて調査の進め方を今後検討していきたいと考えている。また、こういった状況について地権者の皆様にご説明するため、10月6日(日)9時半からひじり館、それと10月9日(水)18時30分より市役所西

会議室で東部団地の地権者の皆様に説明会を実施する予定である。説明は以上である。

続いて多摩市道の道路法に基づく一括廃止・一括認定についてである。配付資料はA4判の説明書きと資料1と2の図をごらんいただきながらお聞き取り願う。

現在道路交通課では、道路台帳、道路境界図、工事図書、街路灯などの道路施設に関する各資料を電子化し、GIS（地理情報管理システム）により一元管理することで今後の道路管理の適正化・効率化を図り、市民サービスの向上を目指している。このたび、市内全ての多摩市道の電子化がおおむね完了したことから、道路法に基づいて全ての道路を一括認定廃止し、同時に新しいデータをもとに一括認定を次回の令和元年第4回多摩市議会定例会にて付議したいと考えている。本日は、現在の状況をご報告するものである。

廃止する路線については現在1,598路線、再度認定する路線については1,670路線で、72路線ほどふえる予定である。原則として現在認定されている路線を新たなデータをもとに再整理するものであるが、増となる主な要因として下の図をごらん願う。例示にあるように、枝線があるものについて、これも一路線として認定して扱っていたものであるが、今回分割して枝線を新規認定することや、現在進んでいる聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業により整備される道路の新規認定によって増となっている。ちなみに図の中で道路台帳図では白丸が道路の始点、矢印の先端を終点としてあらわしている。また、廃止路線と認定路線の概略図をおつけしているが、市内を6つのブロックに分けて道路に矢印を引いて認定路線図を作成している。例えば1ブロックは1-1号線、2ブロックは2-1号線、3ブロックには3-1号線といったように番号づけをして認定管理している。本日はイメージということでお見取りいただき、次回はもう少しわかる大きな図面でお示しをさせていただきたいと思っている。

今後の予定については、令和元年第4回多摩市議会定例会で多摩市道一括廃止・認定の議決をいただき、来年の令和2年3月には路線の一括廃止、一括認定、道路区域の決定、供用開始、自転車歩行者専用道路の指定、

こういった各告示をする。また、来年3月中には令和2年4月1日を基準日として、東京都への報告を停止している道路現況調査等の数量を算出して適宜報告するとともに、4月から電子化した新たな道路台帳により窓口業務など事務対応を開始する予定である。簡単であるが説明は以上である。

岩永委員長 では、4番、地籍調査事業における実施計画の変更について、質疑はあるか。

橋本委員 現場をやっておられる方はどんどんスムーズに進めたいと思うが、私有財産のことでよく連光寺1丁目、和田、百草、落川等いろいろあった。そういうものは最後のところは、先ほども現地視察でお話があったが、本当に利害関係が生じて金の面が出てくるので、先ほどのところではまとめ役の方が出てきたことがあったが、その辺のところはどのようにするのが一応誰もがやるマニュアルになっているのだろうか。

内田道路交通課長 赤道や水道、水路と言われるところについては、従来は国や東京都の財産であった。平成13年度の地方分権のときに、機能のあるものについては市で譲与を受けたところである。それ以降地籍調査事業が進んでいる中で、境界がここで確定してきているという中では、機能がないものについてはやはり払い下げをしていきたいというのが市の姿勢であり、当然機能があるものについてはそのまま管理していくというところである。ただ、やはり金がかかるものではあるので、そこについては地権者様にご理解をいただきながら、緩やかではあるが、払い下げの方向で進めていきたいと考えている。

橋本委員 最近建て売りや戸建てがそういう地籍調査をしている場所だったり、もう過ぎたところが出てくるのだが、不動産を買った人からすると、その辺のところは大丈夫であるの一言のような感じで、素人が買うのでその辺を気にせずを買ったら、後から地籍調査があって、おたくはこうであると言われても意味もわからない。その辺のところは不動産業者の方は詳しくて、底地のことも知っておられるが、あまり説明なさらずにということがあるのではないかなと聞いていて思ったが、その辺のところでは市ができることは一体何か、また、それをなさっているのかどうかというあたりを聞きたいと思う。

内田道路交通課長 不動産業者の方が土地を売買する際には、重要事項説明ということで説明しなければいけない項目が義務づけられている。その中で地籍調査は義務づけられてはいないが、ただ、登記所で登記簿を皆さん取れるようになってきている。地籍調査で筆界が変わった場合には、地籍調査により登記しているというのが表示されるので、そこで必ず確認ができるような仕組みにはなっている。また、地積測量図については登記所には備えつけていないので、市役所に随時来ていただければ、そういった証明書を発行したり、図面を発行することは可能であるので、そういったところは今後市公式ホームページ等でお知らせするような工夫をしていきたいと考える。

橋本委員 どうしても家のローンのほうが先だって頭にあるので、底地がどうかとか、周りが昔農地だったとか、そのようなことは買う若い人、特に多摩市に住んでいない方が買って入ってくる時には本当にスルーしてしまいがちである。だが、後になっていろいろなことを聞かされて、困るというか、その人たちはもう住んでいるからどうかはないが、いろいろな意味で地籍調査や敷地の確定というところにあるので、ぜひ重要事項説明に準ずるものとして、そういうものもまだあることを不動産屋もきちんと説明する、それから何らか市民がある程度興味を持ってもらえるようなホームページ上での提示、そういうものをぜひお願いしたいと思うが、最後に、その辺はいかがか、もう一度お聞きして終わる。

内田道路交通課長 橋本委員からご指摘いただいたとおり、その辺は工夫できないかどうか検討させていただく。地籍調査をする場合には必ず説明会を実施している。その場合に、境界が決まった場合、決まらない場合、こういったことがあるというのは必ず地権者様にお伝えはしているので、いろいろな機会を捉えてそういったことは説明していきたいと考えている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 では、5番目、多摩市道の道路法に基づく一括廃止・一括認定について、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。4番と5番についてはこれで終わる。

では、6番目、指定管理駐輪場の料金改定について、市側の説明を求め
る。

佐藤都市整備部長 タイトルのとおり指定管理駐輪場、駅前にある駐輪場であるが、指定
管理で運営されているところについて、去る6月の第2回定例会で条例改
正議案として出させていただき、お認めいただいたところまでの流れがあ
った。それを受けて利用料金上限金額の範囲で運営事業者と一定の見通し
がたったということで、ここで中身についてご報告をさせていただくもの
である。詳しくは渡邊交通対策担当課長からご説明をさせていただく。

渡邊交通対策担当課長 私から指定管理駐輪場の利用料金の改定についてご説明申し上げ
る。今冒頭佐藤都市整備部長からあったとおり、議会にもご報告をさせて
いただいたという経緯がある。行政管理課の助言サポートをもらいながら
進めてきたところであるが、6月の時点では消費税増税分の転嫁等に対応
するためにまずは条例上の金額の上限を引き上げる対応までということ
でお話と説明をさせていただいた。その後お認めいただいた後、指定管理者
として今駐輪場を運営している事業者から協議の申し入れがあり、協議を
して令和2年4月1日より増税に対応した利用料金の設定をしていきたい
というような申し出があった。我々市としては、申し出の内容等について
条例の上限を越えない範囲の中で料金設定がされているところも確認でき
たので、ここでご報告をさせていただく。

資料でいくと、料金改定についてというところで、1ページ目は今までの
の流れを書かせていただいている。裏面で改定前利用料金と改定後利用料
金という形で資料をつけさせていただいている。こちら大きくは、まず自
転車の一時利用については、このところ一時利用の伸びがあることと、
無料駐輪場を廃止した影響もあるだろうと。それから去年は議会にも認め
ていただいて土曜日の撤去を試行的に始め、今年度からは日曜日や夜間の
撤去も予算を認めていただいたので、スタートさせていただいていると
ころであるが、そちらの利用増もあると。もともとは放置自転車対策のため
もあるので、まず事業者からもそこを踏まえて、自転車の一時利用につ
いては何とか据え置いて放置自転車の対策に寄与したいという申し出があ
ったので、自転車については据え置き。それ以外のところでいくと、一時利

用もバイクについては増税対策という形で上限の範囲内で申請があった。定期利用についても、これは通常的にお使いになられる方が大半であるので、ここも対応していくことになっているが、まずは大きなところでいくと、この指定管理者がやっているところ、6カ月定期がなかった。長くても3カ月だったというところしていくと、年に何回か更新を必要とするところもあったが、4月1日からは6カ月定期という新しいタイプも新設して利便性の向上を図っていきたいと考えている。

また、駐輪場の位置、それから構造上の話でなかなか埋まらない階があったり、少し利便性の低い駐輪場だとあきがあるところもあるので、利用状況等を踏まえて一律に全部上限いっぱいではなく、利用促進、利用状況を見て、上げ幅を少し抑えているところであったり、上限いっぱい使わせていただいているところがあるが、基本的には条例の上限内で設定を4月1日からやっていきたい。そのための周知徹底をなるべく早いうちに、6カ月定期ができたので、できれば10月11月ぐらいからは利用者への周知を図っていきたいと考えているところである。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、7番目、聖蹟桜ヶ丘北地区 土地区画整理事業及び大規模開発事業の進捗について、市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 聖蹟桜ヶ丘北地区の土地区画整理事業と、それに伴う大規模開発事業の進捗状況について、現在の状況をご報告させていただく。中身については佐藤街づくり担当課長からさせていただく。

佐藤街づくり担当課長 初めに、土地区画整理事業についてであるが、事業の施行者は株式会社東栄住宅である。北地区の大半を占める土地所有者である。株式会社東栄住宅が周辺の土地所有者、多摩市、東京都、小野神社の3社と小野神社の土地を借りて子ども園を運営しているウィズチャイルドの同意を得て土地区画整理事業が行われている。左側中段のところをごらんになっていただければと思う。事業概要のところである。

主なところとしては、1つ目、資料の図面の真ん中の緑色の枠で囲った

ところがある。既存のせいせき公園を全面的に改修する。これまでの公園から広さ約1.7倍に拡張されて、周りには桜が植わり、防災倉庫や防火水槽、非常用かまどベンチもつくられ、地域の防災に役立つ公園に生まれ変わる。

2つ目は、道路の整備。図面ではピンク色というか赤色の表示がされている道路である。駅から多摩川へ抜ける両側歩道付きの区画道路、幅員は14メートルで長さ90メートルのメインルートをはじめ、あとは黄緑色で表示した道路がある。多摩川堤防に沿って盛り土でかさ上げし、幅員が7メートルから9メートルにわたる堤防道路を下流側京王線の鉄橋まで整備して、ほかにも赤の表示でくくっているところがあるが、京王の立体駐車場に接する道路、また上流側のウィズチャイルドを囲む道路など交通安全性や多摩川への親水性を高める道路の整備になる。また、メインルートや現在開発が予定されている立体駐車場側の道路については、電線共同溝をつくって地中に埋設し、無電柱化がされる。

次に、3つ目であるが、上下水道や電気、ガス、通信ケーブルなどのライフラインが合わさって整備されることになる。

中段以降の進捗状況をごらんいただきたいと思う。既にご案内のとおり平成29年3月に東京都から事業認可がおり、同年9月から工事が始まった。昨年5月までには宅地のかさ上げや造成に必要な盛り土の土砂を搬入したが、この後既存インフラの施設の移設や改良工事、または工事の完了後の事務手続など、いろいろ対応調整に時間を要することが関係機関との協議でわかってきた。そこでどの程度おくれるのかということで施工者が事業工程を見直ししたところ、最終的には事業の完了が来年9月、当初より約1年間おくれることとなり、東京都には改めて事業変更の認可手続をとったところである。

次に、資料の右側、大規模開発事業についてである。3月の前回の生活環境常任委員会では街づくり条例による届け出前であったので、計画概要については明らかにできなかった。この後事業者からの届け出を4月4日に市で受理し、届け出内容を公告縦覧し、その期間、4月19日に事業者主催による近隣説明が行われた。現在株式会社東栄住宅が所有する約1万

4,700平米の土地については、駅近の特性を生かして商業業務機能と集合住宅機能が調和した土地利用が計画されることである。

表をごらんになっていただければと思うが、株式会社東栄住宅からは土地を3つに分けて下流側、京王線線路側から順に建てていく予定であると伺っている。なお、事業者からは4月に近隣説明以降、設計協議中で変更もあるので、現在建物の外観や配置の公開できる資料はないが、かわりにこちらの資料の表で説明をさせていただく。

今回の開発はA敷地と呼ばれる下流側の土地約8,600平米の広さである。ここに国内有数のマンションデベロッパー東京建物株式会社が、土地所有者である株式会社東栄住宅と共同事業になって、高さ100メートルを超えるタワーマンション1棟を建築するものである。表にあるとおり、計画戸数は520戸の共同住宅の分譲で、建物は地上33階、地下1階の規模で、高さは約112メートル、建物の形状をタワー状で高層化を図るために総合設計制度を活用し、不特定多数の方が通行し利用できる公開通路を設けるなどで容積率の割り増し特例を受けるものである。また、土地所有者からは、残りのBとCの敷地約6,000平米の土地が残されているが、真ん中のBの敷地は商業業務施設、上流側のCの敷地は集合住宅の計画があるという予定を聞いている。しかし、現段階ではどちらも具体的な建物の計画がまだ示されていない状況である。したがって、現在A敷地の開発について街づくり条例の進捗が進み、市と事業者との間で協議をしているところである。

この協議を行っている間、近隣の方から1件意見書が提出された。意見書の要旨は、総合設計制度を活用した容積率割り増しによる建物の高層化と計画される住居の戸数の増加、1棟だけで520戸というところは、これまで都市計画審議会でも議論してきた内容を越えているのではないか、周辺は道幅も狭く、通過交通量の懸念など交通問題を解決するためには面整備に合わせて周辺道路の拡張や歩行者通路の確保など適切な対応整備を進めるべきであるという内容の趣旨であった。

その後、意見書に対して事業者からの回答に当たる見解書を踏まえて市が指導書をつくり、事業者と意見書を提出された方双方にお渡しした。指

導書については、先日勉強会でサイドブックに張りつけさせていただいているが、指導書をつくるに当たっては、6月24日に学識経験者と市民で構成された街づくり審査会を開催して、そこでご審議いただき、ご意見を伺った。その結果、近隣住民からの意見書内容に配慮し、市はこの大規模開発とその周辺も含めたまちづくりをどう考えているのか、事業者への指導のみならず意見書を出した近隣の方に対して市側の見解を示す内容となっている。市の見解趣旨を述べると、聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区は広域的な拠点性を持ったまちとして発展させる必要があり、土地区画整理事業による基盤整備後に土地の高度利用を図るために地区計画を策定したこと、今回の開発事業は総合設計制度による公開空地の整備が地区計画で求める以上の規模で確保でき、景観や眺望のよい市街地環境の整備やにぎわいの創出、まちの活性化に大きく寄与するものと評価すること、ただ、一方で、敷地周辺の狭隘道路の問題は地域課題として捉え、課題解決に向けて市が取り組まなければならないこと、今後も継続して沿道地権者のご理解とご協力を賜り、市は道路設計の改良や拡張整備を進めていく考えであることを述べた。また、事業者に対しての指導事項の趣旨は、懸念される残りの敷地BとCも含めた全体像を踏まえ、交通量の予測の結果を丁寧に説明すること、また無電柱化整備は事業地南側の道路区間全てを整備すること、そして歩行者通路の確保など、ほかの地権者や市と協力していくこと、その他意見書で述べられていることに配慮した対応をとるよう指導を盛り込み、意見書提出者と事業者両者に対して7月11日に指導書を通知した。

事業者は、市からの指導書を踏まえて意見書提出者に対して説明の対応を後日行っている。改めて開発事業の事前協議書を市に提出して公告縦覧を行っている。なお、期間中には近隣の方からの意見書は特段提出されなかった。現在は各関係所管課と協議を進めているところである。

今後は開発事業の手続が東京都に移り、都市計画法に基づく開発行為や総合設計制度の許可、さらに建築確認等が行われる予定である。事業者からは、工事の着工の時期は来年4月上旬以降を予定していると伺っている。引き続き土地区画整理事業やA事業地の開発状況については、その進捗を報告させていただくとともに、残りのB事業地の商業業務施設、さらにC

事業地の集合住宅の計画について事業概要が明らかになってきたら逐次報告をさせていただきます。

先日委員の皆様から、関戸自治会の方々と意見交換の場があり、特に自治会長から、市からの近況説明がないというご指摘を賜ったので、この後実は自治会長のところにご連絡を入れて、聖蹟桜ヶ丘北地区の進捗について説明してまいった。先週の金曜日にアポイントメントをとり、説明に上がった。今後は、その辺少し気をつけて、またご報告を申し上げ、地域の方の声に真摯に耳を傾けてまいりたいと思う。この場でご報告させていただきます。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次は、8番の多摩ニュータウン再生の進捗状況についてと9番の都営住宅建替えの進捗状況についてをまとめてやりたいと思う。それでは、市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 8番の多摩ニュータウン再生の進捗状況について、また9番の都営住宅建替えの進捗状況について、いずれもこれまでの進捗状況、今後の見通しをご報告させていただきます。星野ニュータウン再生担当課長から説明させていただきます。

星野ニュータウン再生担当課長 それでは、多摩ニュータウン再生の進捗状況と都営住宅建替えの進捗状況について、一括してご説明をさせていただきます。

まず多摩ニュータウン再生のほうであるが、資料はこちらの緑色のものがサイドボックスに入っているかと思う。こちらが前回の第1回多摩市ニュータウン再生推進会議の資料となっているので、こちらをごらんになりながらお聞き取りいただければと思う。8月27日に第1回の多摩市ニュータウン再生推進会議を開催して、この会議で、年度当初だったので、これまでの経過と今年度の検討テーマ、進め方などについてご説明をし、ご議論をいただいたところである。

それでは、資料の説明をさせていただきます。会議の議事は5点ある。1点目がこれまでの経緯と今年度の進め方、2点目が全体計画のまとめ(提言)

に向けた検討、3点目が地区別まちづくり方針の検討、4点目がリーディングプロジェクトについて、5点目がシンポジウムについてとなる。

スライドの4ページをごらん願う。これまでの経緯としては、こちらにお示ししているとおりであるが、主なテーマとして、多摩地域のニュータウン全体に再生方針の考え方を落とし込んだ将来の都市構造である全体計画を検討しており、今年度提言という形で取りまとめることを目標としており、最終的には令和5年度改定予定の都市計画マスタープランへの反映を目指している。

続いて5ページ目である。今年度の進め方であるが、今年度の会議は計3回の開催を予定している。先ほど申し上げた全体計画のまとめを主なテーマとしており、その中で検討テーマとしてこちらの3点を掲げている。今回の会議では全体計画の構成案と地区別まちづくり方針の対象地区の概要についてご議論いただいている。

7ページに飛ばさせていただく。2の全体計画のまとめ（提言）に向けた検討についてであるが、こちらのスライドは全体計画の構成案を示している。内容についてはほぼ過年度検討済みとなっているが、4番目の都市計画マスタープラン改定に向けた重点テーマの設定に関し、次回の多摩市ニュータウン再生推進会議で提示するものである。

次に、8ページ目になる。こちらは全体計画の目的・位置づけとなる。先ほどの構成の1番目に当たる内容となるが、冒頭申し上げたように全体計画は、多摩市ニュータウン再生方針を踏まえ、再生がニュータウン全体に及ぶことを見据え、諏訪・永山地区での検討を生かし、ニュータウン全体の全体計画イメージをつくっていかうというものである。

次の9ページ目は、全体計画の位置づけを示している。

10ページ目は、全体計画検討に当たっての視点を示したもので、1つ目が多様な拠点の強化連携型コンパクトを目指す、2つ目が広域交通インフラ整備の影響を考慮して計画する、3つ目が「ゾーニング+拠点+ネットワーク」の考え方に基づき全体計画イメージを示す。4つ目が鉄道駅の性格、住区の特徴などを踏まえた計画とする、このような視点を持って全体計画の検討を行ってきた。

11 ページ目が、先ほどの視点を持って実際に地図上にゾーニングを落とし込んだものとなる。大きく駅周辺拠点ゾーン、団地再生ゾーン、尾根幹線沿道ゾーンの3つに分けてゾーニングをしている。

次の12 ページ目は、ゾーニングの方向性、考え方をゾーンごとに整理したものである。

続いて13 ページ目は、拠点についてである。現在の状況を踏まえながら駅周辺拠点、地域拠点、緑の拠点、尾根幹線沿道拠点の主に4つの拠点を示している。

14 ページ目は、拠点の方向性、考え方を各拠点ごとに整理したものである。

次に、15 ページ目は、ネットワークについてである。こちらも既存の都市基盤をベースに、鉄道やモノレールの交通インフラ軸、幹線道路を主とした広域交通軸、南北交通軸、賑わい中心軸、生活交流軸、歩行者専用道を主としたコミュニティループ、身近な緑道を示している。

16 ページは、同様にネットワークの方向性、考え方を各軸ごとに整理したものである。

17 ページ目は、これまで説明をさせていただいたゾーニング、拠点、ネットワークを重ね合わせ、全体計画をイメージとしたものである。これらの内容をまとめたものを今後予定されている都市計画マスタープランの改定に反映してまいりたいと考えている。

続いて18 ページ目以降となるが、3の地区別まちづくり方針の検討について説明させていただく。

19 ページ目であるが、地区別まちづくりの方針については、先ほど説明したように全体計画の検討を踏まえながら諏訪・永山地区に続くまちづくり計画策定を見据え、その基礎となるための検討を行うものである。検討対象としては、昭和54年以前の団地が多く立地し、多摩ニュータウンの第二次、第三次入居地区となる愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等を一体に捉えたエリアで検討することを考えている。諏訪・永山まちづくり計画のノウハウを生かし、他地区へ多摩ニュータウン再生の取り組みを横展開していくことを目指すものである。

20ページ目は、愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等の現況と今後の検討ポイントを示したものである。

21ページは、諏訪・永山まちづくり計画PR版の一部であるが、全体計画をベースとした将来都市構造を示したものをアウトプットのイメージとして考えている。

22ページ以降は、議事4のリーディングプロジェクトについてとなる。

23ページ目は、諏訪・永山まちづくり計画で掲げている2040年代の将来像の実現に向けた具体的取り組みを6つのリーディングプロジェクトで示しており、関係主体の皆様と連携して計画の具体化・事業化に向けて進んでいく。

このスライド以降は、この6つのプロジェクトの概要、現在の状況と概要について、他のニュープロジェクトなどソフト施策について、今年度の取り組み予定及び状況を示したものとなるが、時間の関係上、口頭での説明は割愛させていただくので、ごらんいただければと思う。

42ページまで飛んでいただいてもよろしいか。最後に、シンポジウムについてのご説明をさせていただく。42ページ目は、今年度のシンポジウムの開催概要案となる。日時についてであるが、協議会報告資料にも記載があるが、令和2年2月11日の建国記念の日の開催を予定している。場所は例年どおりパルテノン多摩小ホールとなる。今年度は全体計画の報告をメインとし、多摩ニュータウンの魅力を高めるプレイスメイキングの可能性について、会場との意見交換等を行いたいと考えており、基調講演に関して同様のテーマにて有識者の方をお招きすることを検討している。構成としては3部構成で、第1部で全体計画の報告、リーディングプロジェクトの状況報告、第2部では基調講演、第3部では会場との意見交換を兼ねた座談会となる。詳細については決定次第ご案内をさせていただく。

以上、早足で資料のご説明をさせていただいたが、会議の中では全体計画は他市を含む多摩ニュータウン全体での整合を図ること、尾根幹線沿道の土地利用について積極的に議論が必要であること、愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等の検討は長い時間をかけて丁寧な議論が必要である。東京都の各種支援プログラムの紹介、各事業者の取り組み状況などについてご意見・ご

報告があった。

今後の予定であるが、第2回の多摩市ニュータウン再生推進会議は11月13日の水曜日、こちらは会場がベルブ永山となる。第3回の多摩市ニュータウン再生推進会議は2月14日にパルテノン多摩での開催を予定している。シンポジウムについては、2月11日の建国記念日の開催予定である。

3のその他として、リーディングプロジェクトの一つである永山駅周辺再構築については、駅周辺地権者で構成する永山駅周辺拠点勉強会を今年度2回開催するとともに、個別ヒアリングの実施を予定している。並行して、市として再構築手法の調査検討を行い、再構築実現に向けた検討を進めていきたいと考えている。

次に、都営住宅の建替えの進捗についてご説明申し上げる。資料に基づきご説明申し上げるが、添付の都営住宅建替え位置図も後ほどご確認いただければと思う。

まず諏訪団地についてである。旧西永山中学校跡地に建設されている多摩ニュータウン永山三丁目団地については、都による外構工事が今月中に完了見込みで、入居は11月の予定となっている。市の西永山福祉施設については整備工事が完了し、詳細については健康福祉部より健康福祉常任委員会でご報告をさせていただいているところである。また、居住者の移転については、6月の常任委員会でご報告した後の動きとして7月の部屋決め抽選会、8月には準備委員会からご要望をいただき、ごみ対策課によるごみの分別説明会を実施するなど、自治会を中心とした準備が着々と進められているところである。

旧中諏訪小学校跡地については、都による建築工事が実施されているところで、令和3年の完了見込みとなっている。

諏訪団地4-1については、都営諏訪団地第二期工事に係る平成30年度基本設計を踏まえ、実施設計に着手されている。基本設計時点での団地規模は5棟、約600戸と伺っている。

次に、東寺方・和田・愛宕団地についてである。旧西愛宕小学校跡地については、8月下旬より近隣への工事説明を行い、建築工事に着手されて

いる。引き続き工事については順次契約されていく予定である。

中沢一丁目東京都用地については、現在建築工事が進められており、令和2年完了見込みとなっている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。この2件について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、8番の多摩ニュータウン再生の進捗状況について、それから9番の都営住宅建替えの進捗状況についてはこれで終わる。この際暫時休憩する。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

次は、協議会の10番目、市と学校法人日本医科大学との確認書の見直しについて、市側の説明を求める。

松田資産活用担当課長 それでは、10件目、市と学校法人日本医科大学との確認書の見直しについて報告をさせていただく。平成23年1月26日付で日本医科大学と締結した確認書について見直しを行い、別紙のとおり、2ページ目に別紙確認書がついているが、令和元年7月31日付で締結したため、報告をさせていただく。

これまでの経緯である。平成23年1月に日本医科大学と締結した確認書においては、東永山跡地施設(旧東永山小学校)に病院を開設することに向けて双方努力する」としていた。

平成30年5月14日付で日本医科大学から市に対して平成23年1月の確認書を見直し、東永山跡地施設ではなく永山駅周辺での用地の確保を要望する要望書が提出された。

平成31年3月28日に、市が保有する東永山跡地施設と、UR都市機構が保有する旧多摩ニュータウン事業本部用地の土地交換について市議会で議決をいただき、翌日土地交換契約が成立している。こうしたことを踏まえて日本医科大学と協議を行って、確認書の用地について変更した。

確認書の見直し事項である。病院の開設用地を「東永山跡地施設」から

「旧多摩ニュータウン事業本部用地」に変更し、下記の内容で確認書を締結している。

第1条 市及び日医大は、旧多摩ニュータウン事業本部用地を日医大による病院開設の新たな用地とし、新病院の開設に向けて双方努力すること

第2条 市及び日医大は、新用地周辺住民の理解や多摩市医師会の協力など、病院開設に伴う諸課題について、双方協力の上、解決に努めることとした確認書を締結している。

今後については、新病院の開設に向けて引き続き日本医科大学と協議を進めていくところである。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、続いて11番、特定生産緑地の指定の進捗状況についてと、12番、南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）の都市計画素案及び特例環境配慮書の説明会・オープンハウス（報告）、について市側の説明を求めらる。

佐藤都市整備部長 それでは、11番の特定生産緑地の指定の進捗状況、また12番、南多摩尾根幹線の都市計画素案及び特例環境配慮書の説明会、いずれも第2回定例会、6月の常任委員会でこの後説明会を行っていくというご報告をさせていただいていたが、ここで双方の説明会等の状況について、飯島都市計画課長から中身の説明をさせていただく。

飯島都市計画課長 まず特定生産緑地の指定の進捗状況についてからご説明をさせていただく。まず資料をごらんいただくと、1つ目に経過を書いている。平成30年4月1日生産緑地法が改正施行されて、生産緑地については特定生産緑地に指定することができるようになった。多摩市においては、令和4年に8割以上の生産緑地が申し出基準日を迎えることを踏まえ、来年度から指定を開始すべく、生産緑地の所有者をはじめとする皆様を対象に、昨年度は特定生産緑地制度について説明会を行った。本年については指定手続について説明会を開催している。なお、この特定生産緑地の指定に関する取り組みについては、課税課、経済観光課、私ども都市計画課の3課合同

で行っており、先週総務常任委員会でもご報告をさせていただいている。経過の下、平成30年から経過について日にちごとに書いている。今回については、一番下の令和元年8月1日他、特定生産緑地の指定手続の説明会についてご説明をさせていただくという趣旨である。

次に、2番目の特定生産緑地の指定手続の説明会であるが、目的としては、先ほど申し上げたとおり来年度から特定生産緑地の指定を開始するに当たって、来年1月以降、今年度になるが、生産緑地の所有者の皆様の指定申請を受け付けさせていただく。これについて、手続についての説明会を開催するものである。

説明会の内容であるが、まず昨年度説明させていただいた特定生産緑地制度の概要についてのおさらいで、それから税の関係、3つ目の指定要件、これは次の(3)でご説明をさせていただきたいと考えている。特定生産緑地の指定の申請方法、都市農地の貸借という内容であった。

3つ目、特定生産緑地の指定要件であるが、申し出基準日がおおむね3年以内に到来することとなる生産緑地地区であり、また2つ目、生産緑地地区指定基準の指定要件に掲げる要件を満たしていること、3つ目として農業委員会による生産緑地の状況確認等についてきちんと肥培管理がされていることが認められるということがある。

資料の2枚目、(3)説明会の結果となっているが、3回の説明会を行っている。8月1日、9日、19日で、時間は10時から、18時30分から、14時からということで、3回ばらばらに行っていた。出席者数については、右の表にあるとおり、57人、27人、34人である。

ここで資料の訂正をさせていただきたいが、下のところ「第2回までの合計」と書いてあるが、第3回までの全ての合計である。おわびして訂正する。こちら3回で延べ出席者数が合計118人、このうち所有者の合計は115人中104人の方にご出席いただいている。さきの延べ出席者数には生産緑地の所有者の親族の方も含まれているので、こういう数字になっている。ご欠席の方11人のうち4名の方については実は既に生産緑地の指定解除の手続に入っているような状況であったり、特定生産緑地の見込みがない方々が含まれている。残りの7名の方々については、この説明会

が終わった後、個別に電話連絡または資料をお送りするなどしてご連絡を差し上げている。

なお、今回の説明会の周知については、5月の24日の時点で所有者の皆様全員にご案内を郵送して、7月5日号のたま広報、そして多摩市公式ホームページへの掲載、また農業対策委員、また農業委員会に周知を依頼してこのような状況になっているということである。

最後に、今後の予定である。(1)で特定生産緑地の指定手続の流れと記載させていただいているが、この12月に所有者の皆様へ申請書、そして同意確認書を送付させていただく。この間農地等利害関係人の皆様へ所有者の方から同意を取得していただいて、1月、年が明けたら市のほうへ、1月～4月の期間を今想定しているが、申請の手続をいただくと。そして審査、都市計画審議会の意見聴取等を経て、12月には第1回の指定の公示と、それから農地等利害関係人の皆様への通知を行いたいと考えている。

(2) 令和10年度までの予定というところであるが、この表の中の黒丸、凡例のところに書いてあるが、これが申し出基準日を迎える年度とすると、その前年度、前々年度に特定生産緑地に指定するという申請の手続を受け付けることになっているので、例えば平成4年度に指定した生産緑地については、令和4年度に申し出基準日を迎えるが、令和2年度・3年度に指定する機会がある。今のところ受け付けとしては1月～4月にそれぞれ予定している。説明は以上である。

次に、多摩市都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線の都市計画素案及び特例環境配慮書に係る説明会、それからオープンハウスについてご報告をさせていただく。本件については、先ほど都市整備部長から申し上げたとおり、6月の常任委員会で東京都が建設事業の計画段階影響評価手続、環境影響評価手続を開始したとご報告を差し上げて、また、これにかかわる説明会等の開催についても東京都から情報があり次第サイドブックに掲載し、お知らせをしてきた。開催の周知については、東京都が公式ホームページに掲載するとともに、計画段階関係地域と言う計画道路から今回の場合おおむね150メートルの町丁目全ての各戸に案内ビラをポスティングしたと伺っている。また、多摩市としては、7月20日号のたま広報

と多摩市公式ホームページにも掲載をさせていただいたところである。

それでは、資料をごらんいただくと、1の開催状況では、説明会は8月3日・5日・6日は稲城市で行っており、7日はひじり館で行っている。多摩市では1回であるが、来場者については全て合計で149名、ひじり館には37名の方々にお越しいただいた状況である。

また、その下のところ、オープンハウスになるが、稲城市、多摩市で各1回ずつ計2回、ただ、来場者は稲城市が4名、多摩市には17名の方にご来場いただいている状況で、オープンハウスの合計が21名であった。

次の2の説明会での主な意見であるが、多摩東公園の渋滞の緩和、横断歩道の距離、信号を渡り切れるのか、高速自転車の走行空間などについてご意見があり、多摩市部分に関することについては連光寺の湿地の環境保全に関するご意見を多くいただいている状況であった。

今後については、都民の意見を聴く会、それから環境影響評価審議会、これらは東京都が開催する。それから東京都の都市計画審議会などを経て、都市計画決定、告示、それから工事期間については今のところ令和3年度・2021年度から令和11年度・2029年度までの予定と伺っている。

なお、説明会、オープンハウスの様子については、東京都都市整備局の公式ホームページに掲載されており、今多摩市公式ホームページの環境のところからもリンクしている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。では、11番、特定生産緑地の指定の進捗状況について、質疑はあるか。

藤原委員 正直言ってあまり詳しくないが、今後の方向がどうなるのか知りたい。30年で生産緑地の指定が切れる。そうすると、宅地への転用もできるが、一方で固定資産税がかかってしまうわけである。市としては環境保全、緑の保全ということで残しておいてもらいたい。先ほど10名のうち3名が申し込みをしたとあるが、実際農地を持っておられる方の本当のご意見、それから今後どうなるのか、あまり詳しくないので、今後の方向を教えてください。

飯島都市計画課長 実は私どもも、よく2022年問題などと言われているが、非常に心配していた。宅地化されるのではないかと、生産緑地が不動産等の市場に与

える影響も社会問題というか、委員が言われるとおりに心配されているところだと思っている。ただ、今回特定生産緑地制度の中で、今まで30年だったものが10年間先に考える時間があるとか、今回手続はいろいろあるのだが、私どもとしては、貴重な都市の緑や畑、農業といったものの保全を何とかして進めていきたいということもあり、昨年は3回説明会をやって、4回目も実は欠席された方にも制度をまず知ってほしいということをお願いしてきた。今回も全員にご案内を送付して、制度の説明やご案内をしているところである。皆さんそれぞれ個人の財産でもあるので、これは制度をきちんとご理解いただいて活用していただくというところではない、強制的に何かできるようなことでもない。ただ、私どもとしては、ご心配いただいているとおりに、皆さんに知っていただいてご活用いただけるような手法を今後も引き続きとっていきたくと考えている。

どうなるのかといったところでは、これはあくまでも感触で、ご申請いただかない何とも言えないが、今回の説明会に来ていただいているほとんどの方が、先ほど11名ご欠席ということで、内4名の方は既に解除の申し出等もあるところではあるが、その方々がおのおの持っている面積も違うが、これはものすごく大きなインパクトにはならないと、私は感触としては持っていて、引き続きお願いとご案内をしていくしかないような状況だと思っている。

藤原委員 農地を持っている方の理解はどの程度進んでいるのか。先ほど飯島都市計画課長が言われたが、農業委員会会長にお会いしたときに、まだ制度をあまり詳しく知らない人も、通知は行っているようだが、結構いるのだと言ったが、皆さんはわかってはいるのか。

飯島都市計画課長 私どもとしては、皆様に昨年も全員に対してとりあえずこういう制度があるということだけは知っていただくことと、それから今回も手続についてご案内を差し上げているところであるので、これであまり知らないと言われてしまうとなかなか厳しいところもあるのだが、先ほど申したとおりに、実は時間もまだ、来年度、それから再来年度となるので、あまり早く手続をしてしまって告示してしまうと、もう10年間に変更ができない。だから、引き続き機会を捉えて、農業委員会の会長にご協力いただいて周

知を進めていって、丁寧にご相談に応じることを進めていくしかないのかなと思っている。

橋本委員 面積の該当する部分が500平米から300平米に下がって、それで何とか入った方もおられるが、MAXは大体どのくらいか、多摩市の場合はそれほど広くないと思うが、その辺のところをお答えいただけるか。一番広さをたくさん持っている方はどのくらいなのか。下は300平米だと思うが。

飯島都市計画課長 今個別具体的な数字を持っていないが、例えば個人の名前になってしまうといけませんが、広いところだと一ノ宮の東側のところになるか、あの辺は広い敷地面積をお持ちになっているが、今正確な数字が手元がない。

橋本委員 今ここで明らかにしなくてもいいが、その広い敷地面積をお持ちの方は代々やっていたり、いろいろな形で生活の道をほかに作っていたり、いろいろあると思う。そういうところは私たち持っていない者が、目で見ても緑が欲しいとか、いざという地震のときにあってほしいという、本当に持たない者の勝手に要求をしている。多分この30年を考えても、申し出をされても市が買って公園にすることはできない時代になっているので、どうしても宅地でマンション、戸建てになっていってしまうと思うが、その辺のところを、先ほど藤原委員からも話があったように、よく知ってもらってケアというか相談に乗ってもらったりしないと。10年でも、今やっている方に聞いたら、10年たつと本当にやる人がいるのかどうかということであると思うので、都市計画審議会でも出ているように、次の世代を生むような施策をぜひ、ここではないが、やってもらって、残っていく道をつくってもらうしか、市としてできることはそういうことだと思うので、ぜひ進めていただきたいと思う。

飯島都市計画課長 委員から今ご意見をいただいて、私どもも危機感があるので、引き続き経済観光課、農業委員会の事務局とも連携して進めてまいりたいと考える。

池田委員 私も総務常任委員会でかかわらせていただいた中で、継承問題が大きいのかなというのがある。一方、市民は意外とかかわりたいというような方も多い中で、貸すことが今後できたりするような、いろいろと柔和になっ

できたのかなという中で、代がかわる、継承のようなどころについて市ができること、あるいは今後生産緑地法が変わってできること、いろいろと説明会の中でもしているかと思うが、そういったことについて市がもう少しかわれることが今後あれば教えていただきたいと思う。

飯島都市計画課長 今、委員からご意見のあった部分は、私ども都市計画の指定の手続のところではなかなか具体的にお答えするのは難しいところもあるが、今回の説明会の中では、都市農地の貸借などについても経済観光課からご案内を差し上げたり、さまざまな手法を使って進めていけたらと考えている。

宮崎経済観光課長 後継者の話であるが、本年度後継者育成セミナーをやる予定があり、そういったところでまだ継いでいない若い農家の息子さんや娘さんに啓発するような取り組みをしていく。それと貸借に関してであるが、貸借についてもやはり後継者がいないと、例えば一度借りた人がいたときに、5年なり10年なりで返されて、その後返された後もきちんとできるような体制を貸した側がとっていないと、安易に貸してしまうと、その後継続性がなくなってしまうところもあるので、その辺は慎重に取り組んでいかなければならないと考えている。

岩永委員長 では、12番目、南多摩尾根幹線の説明会とオープンハウスの件について質疑はあるか。

岸田委員 説明会やオープンハウスの来場者数を書いてあるが、そのうち市内の方が来られた数がもしわかれば教えていただきたい。

飯島都市計画課長 実は来場者数の内訳であるが、東京都に聞いたところ、正確なところかわからないので、正確な数字はお話しできない状況である。というのは、今説明会でお名前やお住いのところのご協力をお願いします。ただ、あくまでもそれが説明会の今後の運営といったところの参考にするためのものであるので、中には書いていただけない方もおられるような状況がある。ただ、私もずっとこの4日間、オープンハウスのほうにもいたので、そのときの感触からいくと、稲城市の3カ所のうち、数名の方、土曜日のときには多分土日に来たいという多摩市民の方が恐らく数名来られたのだらうと思っている。現に質問された方もおられた。また、ひじり館でやったときも、稲城市の説明会にいた方が何人か来られた。オープンハウスのほうは、

基本的には稲城市は稲城市のところ、多摩市は多摩市のところという状況だったのかなと考えている。

岸田委員 先ほど説明のときに、資料を、今まで図書館等で見っていたものがホームページで見られるようになったと言われたと思うが、それはどういった経緯でホームページでも見られるようになったのか。

佐藤環境政策課長 特例環境配慮書の内容がホームページで見られるようになったというようなお話だったと思うが、これについてはこれまでこういった環境アセスメントの関係図書については、市のパブリックコメントの手続と同じような形で公民館や図書館、出張所、できる限りの公の施設に置いて、皆さんの目に触れるようにというところで行ってきたが、ご承知のとおり冊子が500ページ以上もあるようなもので、なおかつ資料編という形で3部作になっているから、それを一遍にそこで見るのはなかなか難しいところもあり、前回尾根幹線の西側のときの環境影響評価条例の手続の際に、市側からももう少し市民の利便性を高めてくれないかという願いをして、今回このような形で、多分この東側の尾根幹線あたりから東京都も改善してくれたものだと思う。これを受けて、市民の方からも、意見書に記載するのにわざわざ図書館等に行かなくても再度内容を確認できたというところで、大変感謝するというお礼の電話などもいただいたところである。

岸田委員 先ほど市民が出した意見書という話が出たが、それに対する見解書はいつごろ出てくるのか、今後の流れはどうなっているのか。

佐藤環境政策課長 こちらは環境影響評価条例に基づく手続であるが、今回特例環境配慮書の公示縦覧、説明会を行って、この後出された意見について見解書という形でまとめられる。これについては、事業ごとにその見解書が出るまでの期間には結構ばらつきがあり、今回についてもどのくらいでそれがまとまって公示縦覧されるのかはまだよくわかっていない。ただ、前回の尾根幹線の西側の環境影響評価条例の手続を参考にして考えるならば、前回は特例環境配慮書の縦覧が11月の初めで終わっている。その後意見がまとめられた見解書の公示縦覧が4月初めに行われている。そういったことを想像すると、おおむね5カ月後ぐらいには見解書としてまとまって皆さんの目に触れるような形で公表されるのかなと考えている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、13番、森林環境譲与税の使途と今後の対応について市側の説明を求める。

吉井環境部長 森林環境譲与税の使い道、また財源管理方法について、状況の報告をさせていただきたいと思う。説明については佐藤環境政策課長からさせていただく。

佐藤環境政策課長 今年度から森林環境譲与税が各都道府県市町村に配分されることになり、市でも、この税の使い道や税の積み立て充当方法等について決めていく必要がある。予定では次回の12月議会の中で具体的な提案をさせていただくことで考えている。そのため、今回の常任委員会では、あらかじめその方向性と考え方を報告させていただくものとなる。

まず資料の左側をごらん願う。今回の税制度は2つの税から構成されている。1つが森林環境税であるが、設置の目的は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保することとしており、個人住民税の均等割の納税者の皆様から国税として1人年額1,000円を上乗せして市町村が徴税し、市町村から国の交付税及び譲与税配付金特別会計に入る形になる。課税が開始される時期については、東日本大震災を教訓とした各自治体の防災対策のための住民税均等割の税率引き上げが令和5年まで行われることを踏まえて、令和6年からとされている。そして、これを森林の整備等に使うのが森林環境譲与税であるが、これは今年度4月に既に施行されている。

右上の棒グラフをごらん願う。譲与税の算定については、森林の面積や林業の就業者数、あと人口で案分されており、多摩市分としては今年度から3年間はおおよそ500万円、4年目から800万円、その後1,200万円と徐々にふえて、経過措置を終えた令和15年度からは毎年1,900万円が配分されると試算している。

使い道については、間伐や林業の担い手確保、木材利用促進、普及啓発などである。ただし、一方では、既存事業や生活環境の改善、点や線の緑

の整備は目的外となるといった一定の判断はあるが、他の自治体を見ても森林整備をはじめ森林環境教育や里山の再生活動、それから多摩産材を活用した木材利用の促進等が主な使い道となっている。

左下をごらん願う。これまでの経過である。多摩市では、昨年12月議会でも林野庁のガイドラインを待って決めていきたいとしていた。しかしながら、ことし5月になって市町村ごとに柔軟性を持たせるため、ガイドラインを発出しないことが東京都を通じて林野庁から報告がなされた。このような状況ではあったが、市としても使い道を模索するため、各課にアンケートを行い、東京都にもアドバイスをいただきながらその方向性を検討した結果、資料の下の真ん中の部分、右半分をごらん願う。1つが公共施設への木材利用促進、これについては想定される使い道として、公共施設や木製公園施設における木材利用、2つ目は、まだ模索段階であるが、緑地のあり方や管理手法を検討していく中で、他市の事例なども参考にしながら充当をしていきたいと考えている。また、緑化、森林への活用の可能性を踏まえて、森林環境譲与税の積み立ては親和性の高い多摩市緑化基金を考えており、12月議会ではその基金の目的の部分等を一部改正して補正予算の計上もしながら進めてまいりたいと考えている。説明は以上である。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田委員 使い方を考えていかれるということであるが、木材の利用を公共施設等になっていくが、これは地元の木を利用しなければいけないということはないのか。

佐藤環境政策課長 国産材というところで、ただ、多摩市としては、できるだけ多摩産材に注目して、その辺を活用していきたいと考えている。

池田委員 緑化基金にした場合、基金の使い方の制約は、入れてしまったらそれは自由になるのか。

佐藤環境政策課長 使い方については、もちろんこの基金の中の目的も少し変えながら幅広く考えてはいるが、そもそもこの森林環境譲与税の使い道、目的は二酸化炭素、地球温暖化対策と、森林の整備というところがあるので、そういった目的から外れない形で活用を考えていきたいと思っている。

池田委員　　これができたときに、多摩市はなかなかこれを使いづらいただろうなど思ったわけであるが、例えば使い方について多分自由に決められるわけではないと思うのだが、こういう使い方はどうかというような問い合わせをして決定するということなのか、その辺だけ確認させてほしい。

佐藤環境政策課長　今言われるとおりで、使い道については東京都を通じて林野庁に確認しながら進めていくが、公共施設への木材利用だけではなく、ソフト的な環境教育といったところにも充てられたらということである。この使い道については、東京都の産業労働局の農林水産部森林課が窓口となっている。こちらに問い合わせをして確認するという形になっている。

岩永委員長　　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長　　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて14番、多摩中央公園の改修及び改修後の運営手法の検討についてと、15番、多摩中央公園プレイスメイキング社会実験の実施についてを一括して市側の説明を求める。

吉井環境部長　　次は、2件とも多摩中央公園絡みであるので、一緒に話をさせていただきたいと思う。14番目は、改修工事で民間の手法を取り入れたということで、行政管理課から説明をさせていただきたいと思う。また、15番はプレイスメイキング社会実験を昨年に引き続き実施してみたいということで、公園緑地課長から説明させていただきたいと思う。

小柳行政管理課長　多摩中央公園の改修や改修後の運営については、周辺施設との連携等による（仮称）クリエイティブ・キャンパス構想を踏まえ、昨年度行ったプレイスメイキング社会実験や市民ワークショップ等で導き出された公園の姿の実現を目指しているところである。今年度については、多摩中央公園の改修基本方針、昨年度行った事業発案段階でのマーケットサウンディングの成果等を踏まえて、公園緑地課で実施している基本設計と連動しながらより詳細な事業実施段階のサウンディング調査を実施して、最適な事業手法の検討を進めたいと思っているところである。

2番に今後のスケジュールを書かせていただいているが、8月に契約し、

現在進め方やスケジュールを協議させていただいているところである。

10月中旬までにはそのマーケットサウンディングの要綱を作成して、マーケットサウンディング自体は、2つ目の○に書いてあるが、アンケート調査とヒアリング調査という2段階に分けて実施したいと思っている。そこで出された結果を踏まえて最適な事業手法を検討していくわけであるが、2月、3月の段階でそれらをまとめて、3月の総務常任委員会と生活環境常任委員会の両方になるが、ご報告できるような形で準備を進めていきたいと思っている。

資料の裏面には、想定される事業スキームと、その民間活用手法の導入パターン、あとは参考で用語解説のようなものを掲載させていただいているので、後ほどご確認いただければと思う。

長谷川公園緑地課長 それでは、15番目のほうの内容の詳細は私から説明させていただく。本件は、多摩中央公園の改修に向けて、昨年度に引き続いてプレイスメイキング社会実験多摩パークライフショーを開催するものである。資料は開催案内のチラシとなっている。

最初に裏面をごらんいただければと思う。多摩パークライフショーとはとあるが、2段落目以降にあるとおり、この社会実験は、昨年度多摩中央公園改修基本方針を策定していく中で行った市民ワークショップなどで出た公園の新たな使い方や環境改善の提案を、実際に市民の皆さんの手で実践したものである。下段の写真が昨年度実施したプログラムの様子になっている。

また文章のほうに戻っていただいて、赤字になっているが、今年度も引き続き、市民の方が主体になったこれからの公園の使い方や過ごし方の具体化検討を進めるために、この社会実験を開催する。

続いて資料の表面ですが、日時が記載されている。10月22日の祝日、11時から24時までと、ほぼ1日かけて開催する予定となっている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。まず14番、多摩中央公園の改修及び改修後の運営手法の検討について、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、15番、多摩中央公園プレイスメイキング社

会実験の実施について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、16番の多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園における指定管理者の選定状況についてと、17番の送電線鉄塔建替工事における工期の延伸及び工事の一時休止について、一括して市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園において、令和2年度からの指定管理者導入に向けて、現在応募団体の審査を行っているところであり、その状況について本常任委員会に報告させていただく。

最初に、1番のこれまでの経過である。4月に指定管理者の公募予定の周知を行い、7月5日号のたま広報、市公式ホームページで募集要項の公表を行った。7月12日には現地説明会を開催して13社の参加があった。その後施設の設計図面、竣工図面等の資料閲覧を行って、ここでは2社の参加が得られた。その後、7月31日から8月2日の期間で申請の受け付けを行って2団体から提出があり、8月14日に事前審査会を開催して、この2団体が選定された。この結果が選定委員会に送付され、8月28日には団体によるプレゼンテーションが行われ、現在この審査が行われているところである。

2番の参加数については、これまでの経過のところでも触れさせていただいたが、記載のとおりとなっている。

3番目の今後のスケジュールである。9月17日をめどに選定委員会の採点結果の最終集計と報告書の作成を行う。その後、9月下旬には報告書を市長へ提出させていただき、指定管理者予定候補者の決定を行う。あわせて議会にもこの内容をご報告させていただく。また、指定管理業務を行うに当たって個人情報を取り扱う必要が出てくるため、個人情報保護運営審議会に諮問し、答申を得た後に仮協定を締結する。これを受けて12月議会に指定管理者の指定の議決をお願いすることになる。議決をいただいた後に1月上旬に本協定を締結する予定である。3月中に現在の管理者からの引き継ぎを済ませて4月1日から次期指定管理者による業務開始とな

る。説明は以上となる。

続いて17番目、送電線鉄塔建替工事における工期の延伸及び工事の一時休止についての説明に移る。資料をごらんいただければと思う。

こちらは、豊ヶ丘第一公園内にある送電線の鉄塔について、設備更新及び送電線下の樹木の支障等の改善のための建替え工事が平成30年7月より実施されており、同年12月には猛暑等の影響による工程の見直しにより全体工期の延長及び一時休止となったが、今回事業者より再度の工期変更の報告があったので、お知らせする。

なお、このことについては、事業者において今後周辺住宅管理組合への説明や調整を実施して、近隣の学校や住民の方へチラシの配布を行っていく予定である。

変更内容は、2番のところに記載のとおり全体工期が当初の令和2年9月30日までから令和3年8月31日までの変更、それから休止期間が当初の令和2年2月29日までから令和3年1月31日までの変更となり、全体工期、休止期間ともに約1年間の延伸となる。

また、今回の変更理由であるが、3番に記載のとおり2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでの電力需要増大を考慮して、大会終了後に工事を再開させるためとのことである。

なお、資料の2枚目、3枚目であるが、こちらは住民の方へ配布予定のチラシになっている。説明は以上となる。

岩永委員長 市側の説明は終わった。では、まず16番目の多摩市立総合体育館、多摩市体育施設及び多摩東公園における指定管理者の選定状況について、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、17番目の送電線鉄塔建替工事における工期の延伸及び工事の一時休止について、質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。16番、17番についてはこれで終わる。

では、引き続き18番目、平成30年度多摩市のごみ・資源量、について市側の説明を求める。

吉井環境部長 平成30年度統計多摩地域のごみ実態調査が発表されたので、その状況について担当課長から説明をさせていただきたいと思う。

岩田資源循環推進担当課長 では、資料は平成30年度多摩市のごみ・資源量をごらんいただきたいと思う。多摩地域26市の比較となっている。

まず1枚目、収集（家庭系）ごみになる。平成30年度においては、多摩市は上からいくと6番目、543.6グラム、これは資源の入った量である。多摩市の特徴としては、数字をごらんになってわかるように、可燃が多い形になっている。不燃と資源が比較的少ないような形になっている。不燃については、16.3グラムという形で出ているが、平均を大きく下回っている。小型家電や金属の資源収集の効果が出ていると思われる。資源については118.0グラムという形で、こちらも平均を大きく下回っている。資源集団回収が多摩市は多いので、これの効果が出ているのかなと思う。こちらの数字には資源集団回収の数字は入っていないが、それだけ抜き出してみると26市の中では4番目に多いという形になっている。組成分析調査によると、可燃ごみの中で最も多いのが生ごみ、3割強入っている。これについては引き続き対策が必要となる。あと資源化可能なプラスチックや古紙類、こちらも15%あるいは12%という形で入っているので、分別の徹底等を行ってこれをなるべく少なくすることにしたいと思う。

次のページであるが、持込（事業系）ごみという形になっている。こちら昨年もそうだったが、多摩市の場合は155グラムで、26市の中では一番事業系持込ごみが多いという形になっている。平成28年10月にごみ処理手数料の改定をして、1キログラム25円から35円に10円上げたのだが、こちらも量は減ったのだが、順番でいくと変わっていないという形になっている。一つ原因があるのが、一事業所当たりの従業員数をカウントすると、26市の中では一番多いという形になるが、純粹にこれが原因という分析はできないが、そういうデータがある。どのようなごみが排出されているかという、やはり生ごみ、厨芥ごみと古紙類、それから廃プラスチック類が多いという形になっているので、手数料の改定をしたが、今後やはり資源化、適正分別を事業所のほうにお願いすることで減らしていきたいと思っている。清掃工場でも検査をしており、平成30年度

10回やって、指導も23回行った。地道にこういうことをやっていくことで減らしていきたいと考えている。報告は以上である。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、19番、多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について(事前説明)から、20番、下水道事業における包括的民間委託の導入に関するスケジュール変更について(報告)、21番、東寺方雨水排水ポンプ施設整備工事に伴う家屋補償の完了についてまでの3件、一括して市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 それでは、下水道事業関連で3件のご報告・ご説明をさせていただきたいと思う。まず1点目が多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてである。本件については、12月議会への上程を予定しているので、今回事前説明ということでご説明をさせていただきたいと思う。

2点目については、下水道事業における包括的民間委託の導入に関するスケジュール変更についてである。令和2年4月1日導入ということで作業を進めてきたが、スケジュールを変更したいので、そのご報告である。

最後、3点目になるが、東寺方雨水排水ポンプ施設整備工事に伴う家屋補償の完了についてご報告をさせていただく。以上3点、詳細については檜島下水道課長よりご報告する。

檜島下水道課長 それでは、まず1点目、多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明する。

本件の概要であるが、国土交通省で定めている標準下水道条例が令和元年9月に改正になることに伴って、多摩市下水道条例の指定工事店の指定責任技術者の登録等に係る要件の改正が必要になることから、多摩市下水道条例の一部を改正するものである。東京都においては、令和元年12月の第4回定例会において、東京都下水道条例の改正を予定していると伺っている。

本件の詳細であるが、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づいて成年被後見人及び被保佐人が不当に差別されないよう、成年被後見人等

の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が6月7日に成立している。これを受けて内閣府から、各種法令等においても速やかに検討見直しを行うよう方針が示されている。これを受けて、国土交通省においては標準下水道条例の一部の改正、また、それを受けて多摩市の下水道条例の一部を改正するものである。

資料の改正内容についてであるが、1点目の指定工事店の指定等に係る要件のところである。現行の多摩市下水道条例では、工事業者が成年被後見人または被保佐人である場合は指定事店の指定を受けられない規定となっている。この要件を削除して、新たに「精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を欠格の要件とする内容に改めることと、指定を受けた後に欠格の要件に該当することとなった場合の届け出についての規定をもうけるものである。

2点目の責任技術者の登録等に係る要件であるが、1点目の指定工事店の指定等の要件と同様に、これまでの要件の削除と新たな欠格条項と届け出の規定を設けるものである。

今後の予定であるが、改正の提出予定議会は次回の第4回定例会を予定している。施行予定日については条例公布日とし、本年12月を予定している。1点目の説明は以上である。

それでは、下水道事業における包括的民間委託の導入に関するスケジュール変更についてのご報告である。

資料の1番目として、包括的民間委託導入の目的のところであるが、本件については技術継承の問題、下水道使用料の減少、老朽管の増加などの課題に対応しつつ、安定したサービスが提供できる運営を行っていくこと、こうした目的から包括的民間委託導入の検討を行っており、昨年度については対象となる企業への説明を行うとともに、サウンディング調査なども行いながら進めてきた。

2番目のこれまでの経緯であるが、昨年度の11月の行財政改革推進本部会議において、検討の現状報告とあわせ第1期の委託期間は令和2～4年度の3カ年とすること等を報告させていただいた。また、昨年度の

1 2月の第4回定例会においては、生活環境常任委員会においても同様の報告をさせていただいている。さらに、平成31年3月の第1回定例会生活環境常任委員会においては、導入検討の時点報告として予定している業務内容の説明やサウンディング調査を企業向けに3回にわたり実施したことを報告させていただいている。

3点目の導入検討の現状と主な変更点である。業務の範囲であるが、サウンディング調査の結果も考慮しながら引き続き今年度も今現在検討中ではあるが、資料下のほうの1)から3)に記載があるとおりに、管渠費といって管渠の施設の維持管理等に要する費用の部分の包括業務を発注する予定にしている。

資料の裏面に参るが、包括的民間委託等導入検討委託についてである。こちらについても昨年度から引き続き今年度も導入検討業務を発注しておりまして、今年度は委託業務内容の決定からプロポーザルの実施準備や契約関連書類等の作成までを予定している。

最後の3-3の今後の事業スケジュールであるが、先ほどご案内したとおり企業向けの説明会やサウンディング調査等により受注者動向確認を行った中で、大手を含む市外業者も管路の包括管理の先例となることから、受注意欲が非常に高いことが伺えた。一方で、市内業者からは不安の声が強く聞かれているところである。市内業者が抱える不安要素としては、受注規模が大きく単独での受注が困難であることや、市外の手先に受注されることでこれまでの受注機会が減少することが懸念される、こうしたことを挙げられている。このような状況から、意見聴取の時間や包括メニューの見直しなどに時間を要した結果、当初の導入予定より半年おくれの令和2年10月からの包括的民間委託導入を目指すことにした次第である。今後包括的民間委託導入に向けての予算化については、令和2年度の上半期分をこれまでどおりの業務として新年度予算として計上し、下半期から3カ年分の債務負担で計上すると、このような予定にしている。説明は以上である。

続いて東寺方雨水排水ポンプ施設設備工事に伴う家屋補償の完了についてである。平成25年度から平成27年度までの3カ年事業として実施し

た東寺方雨水排水ポンプ施設設備工事の施工において発生した近隣住居の家屋等への損傷の概要についてのご報告である。

事案の概要については、東寺方雨水排水ポンプ施設工事によって工事の際に発生した掘削、振動等により、隣接する居住者が所有する住宅建物等に亀裂等が生じてしまった。こうしたことから、当市は当該家屋所有者との間で家屋等への損害に対する補償金の支払いについて、工事完了後の平成28年3月ごろから協議を行ってきたが、補償金の受領を拒否され、工事完了後から約2年後の平成30年2月28日現在、補償金の支払いができていない状況だった。本市としては、この約2年間、補償対象者やそのご家族に対して誠心誠意交渉に努めてきたが、本市の法務担当とも協議をした上、補償金の全額を家屋所有者の現居住地を管轄する神戸地方法務局へ供託し、その旨を家屋所有者に通知したことにより本事案は終結していたところである。供託から約1年半が経過した本年8月に神戸地方法務局に対して供託金の状況確認を行ったところ、令和元年8月8日時点で供託金額の残高はゼロ円となっていた。このことから、家屋所有者が供託金を受領したことが判明したため、本件については全て終結したものとして報告するものである。説明は以上である。

岩永委員長 では、まず19番、多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について（事前説明）について質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長 質疑なしと認める。次、20番、下水道事業における包括的民間委託の導入に関するスケジュール変更について（報告）について質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長 質疑なしと認める。では、最後の21番、東寺方雨水排水ポンプ施設整備工事に伴う家屋補償の完了について質疑はあるか。

橋本委員 これは、この委員会で協議会事項で報告して終わりか。議会関係はほかに何か考えているのか。

森田下水道事業管理者 家屋補償となっているが、実際には工事に起因する影響である。要は事故等によって起きた損害賠償ではないので、これについては法務担当とも確認したところ、議会に報告する案件ではないということであるが、

今回については以前供託をしたという報告をこの場でしているところであるので、その関連についてこの場でご報告をさせていただいた次第である。

池田委員 ざっくりは大体伺っているところではあるが、供託されたということは受け取りを拒否されたところからスタートしたのだと思うが、そもそも拒否をされた原因というか、どのように今市としては思っていて、今後どのような対策というか、そういうことを踏まえて何かお考えがあるのだったら伺いたい。

森田下水道事業管理者 過去の経緯等いろいろ読み返したり、あるいは聞き取りをしたところで、思うに、この所有者の方に説明を丁寧に行っているところは間違いないと思うが、意見の相違というか、その溝がなかなか埋まらなかったことが一番の問題かと思っている。全てが全てそのようにご協力をいただきながら進められることではないと思っているが、ただ、そういうところでもう少し丁寧なご説明、あるいはご案内ができれば、もう少し状況が変わったかもしれないというところである。当時の担当者が一生懸命やっていたとは理解しているが、そこら辺は少し反省すべきところがあるのかなと思っている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 2時07分 再開

休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 2時08分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長 岩永 ひさか